

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法附則第五条 第一項の規定により変更の届出があつた件	四四	○落札者を決定した件	四三
○県外の区域から家畜の移入を禁止する件等を廃止する件	四四	○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	四三
○県外の区域から物品の移入を禁止する件	四四	○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	四三
○遊漁規則の変更について認可した件二件	四五	○福島県選挙管理委員会	四三
○保安林の指定をする予定である旨通知があつた件	四五	○政治団体設立の届出があつた件	四七
公 告	四五	○政治団体から届出事項の異動の届出があつた件	四七
		○政治団体でなくなった届出があつた件	四七
		○政治資金規正法による資金管理団体の届出があつた件	四八
		雑 報	
		○福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件	四八

告 示

福島県告示第五百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十二年八月十三日から同年十二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム方木田店 福島県福島市方木田字水持代五番一ほか
変更しようとする事項
駐輪場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり
変更しようとする年月日

平成二十三年三月十七日
届出年月日

平成二十二年七月十五日
届出をした者

株式会社カインズ

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十一号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十二年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 県外の区域から家畜の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第三百四号)
- 二 県外の区域から家畜の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第三百三十四号)
- 三 県外の区域から家畜の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第三百三十七号)
- 四 県外の区域から家畜の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第三百五十二号)
- 五 県外の区域から家畜の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第三百五十五号)
- 六 県外の区域から家畜の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第三百六十五号)
- 七 県外の区域から家畜の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第三百八十五号)
- 八 県外の区域から家畜の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第四百八号)
- 九 県外の区域から家畜の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第四百一十二号)
- 十 県外の区域から家畜の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第四百二十三号)
- 十一 県外の区域から家畜等の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第四百五十二号)
- 十二 県外の区域から家畜等の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第四百八十七号)

(畜産課)

福島県告示第五百三十二号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する物品の種類

及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十二年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 移入を禁止する物品の種類
家畜排せつ物、飼料、敷料その他の口蹄疫の病原体を広げるおそれがある物品
- 二 移入を禁止する県外の区域

1 宮崎市佐土原町のうち上田島の一部（佐野原、横山、松本、城ヶ下及び向ヶ廻）、下那珂の一部（宇多ヶ淵、上永田、除田越、黒田、山崎、笹原、大路田、釘本、東亀田、水待、反橋、琵琶首、亀田村、坂ノ下、島田、西ノ城、石ヶ峯、阿弥陀下、昆沙門、井上、岡村、人中、福塚、中原、坂本、柿内及び深廻）、東上那珂の一部（上永田、永田、山崎、花立、笹原、飯塚、藪田、柳橋、阿蘇田、久保田、下講中、小苗代、大路田、蓮ヶ池、上池、白地、島田、宮田、寺田、大久保、中島、戸樋ノ上、大ノ島、柿内、岡ノ迫、上講中、北ヶ迫、廻山、年居原、高原、小原、前平、沖ノ田、丁田、前田、新宮、春口、横峰、片平、横峰迫、三合原、城ヶ迫、和泉堀内、桑木田、小崎、畑田、落井手、宮ノ前、学頭、垣内、沖木、梶原、亀田、西ヶ堀、伊倉、拾寺坊、重平、矢倉田、平田、一午房、伏原、相ヶ谷、赤津フケ、ポラヶ迫、筒ヶ迫、中ノ迫、中原、小尾佐、釘元、八ヶ丸、宮ヶ下、羽山崎、水待、田原田、井手下、津倉、山神、尾ノ上、大池田、中牟田、上牟田、後谷、江原、福城寺、松下、銚田、原田、竹ノ内、馬場田、池下、池内、松月下、堂ヶ迫、長谷水、河原田、内城及び城ヶ下）及び西上那珂の一部（河内、真米、山田、山ノ口、上ノ迫、長園原、下相作、待居廻、中畑、森園、南河内、松ヶ迫及び元屋敷を除く。）

2 西都市大字岩爪の一部（次貫田、内之畑、畑、正ヶ廻及び元村）
(畜産課)

福島県告示第五百三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合内共第十三号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十二年八月三日次のとおり認可した。

平成二十二年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 漁業権者の名称及び住所
猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合 耶麻郡猪苗代町大字磐里字六角七八番地一
- 二 漁業権の免許番号 内共第十三号（猪苗代湖）
- 三 変更の内容
第七条第一項の表を次のように改めた。

こ	魚	漁具・漁法	遊	漁	料
い	手	釣	一日	七〇〇円	(組合事務所又は取扱所)

ふ	な	竿	釣	一日	一、〇〇〇円	(遊漁現場)
う	ぐ	な	まき餌	一年	七、〇〇〇円	
い	わ	な	船	一日	一、〇〇〇円	(組合事務所又は取扱所)
や	ま	め	船	一日	一、五〇〇円	(遊漁現場)
う	な	ぎ	船	一年	九、五〇〇円	

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十三年一月一日

(水産課)

福島県告示第五百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合内共第十四号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十二年八月三日次のとおり認可した。

平成二十二年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 漁業権者の名称及び住所
猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合 耶麻郡猪苗代町大字磐里字六角七八番地一
- 二 漁業権の免許番号 内共第十四号（秋元湖）
- 三 変更の内容
第七条第一項の表を次のように改めた。

魚	種	漁具・漁法	遊	漁	料	
こ	ない	手	釣	一日	七〇〇円	(組合事務所又は取扱所)
ふ	な	竿	釣	一年	七、〇〇〇円	(遊漁現場)
う	ぐ	な	まき餌	一年	七、〇〇〇円	
い	わ	な	穴	一日	一、〇〇〇円	(組合事務所又は取扱所)
や	ま	め	船	一日	一、五〇〇円	(遊漁現場)
わ	か	さ	ぎ	一年	九、五〇〇円	

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十三年一月一日

(水産課)

福島県告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

白河市関辺田中山五六の一、五八の一、五八の二、五九、六一、六二、六四、六五の一、六五の二、六七、六八、関山三の二、丸沢三〇の一、三一の一、三一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔一次のとり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(治山対策課)

公 告

公告第303号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県事業執行管理システム再構築業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の1第1項の規定により公告する。

平成22年8月13日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

福島県事業執行管理システム再構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

平成22年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

テクノ・ワインド株式会社 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番11号

5 落札金額

91,350,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成22年5月28日

(土木総務課)

公告第三百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

公告第三百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

(都市計画課)

公告第三百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、西郷村から県南都市計画道路及び県南都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所
総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

平成二十二年八月十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

一 政党の支部

1 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の指名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党福島県第三選挙区支部	齋藤 健治	齋藤 和夫	須賀川市大町二九〇ニ ツセイビル1F	平成二十二年 五月二十七日
みんなの党いわき支部	青木 喜三郎	坂本 貞雄	いわき市平字童子町三 ―二五渡辺ビル2F	平成二十二年 七月一日

2 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
たちあがれ日本福島県参議院選挙区第一支部	白石 卓三	木村 武義	白河市中町一四	参議院議員	平成二十二年 六月一日

二 その他の政治団体

1 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いわぶち友後援会	服部 雅	佐藤 克朗	福島市南矢野目字谷地 六五―三	平成二十二年 六月一四日
大山弘一後援会	大山 弘一	浅野 宗一	南相馬市原町区上町三 ―三八―六	平成二十二年 六月二四日
奥村健郎後援会	木幡 忠義	荒 輝雄	南相馬市原町区下太田 字藤沼四七―一	平成二十二年 六月一八日
斉藤けん「思源楽会」	吉田 賢一	羽田 利秋	伊達郡桑折町字陣屋六 一	平成二十二年 六月二五日
産業政策実現を推進する会	佐藤 浩一	小松 喜久男	いわき市小名浜字渚一 ―一	平成二十二年 七月二六日
西村まさみ福島県後援会	円谷 秀海	工藤 祐光	福島市仲間町六一六福 島県歯科医師会館内	平成二十二年 五月二八日
本多としあき後援会	鈴木 一巳	鈴木 俊勝	二本松市館野原一四五	平成二十二年 五月二二日
南相馬の明日を考える会	大山 弘一	浅野 宗一	南相馬市原町区上町三 ―三八―六	平成二十二年 六月二四日
夢のある町をつくる新地町民の会	目黒 美津英	八巻 孝	相馬郡新地町大字福田 字諏訪九〇	平成二十二年 七月二六日

2 法第十九条の七第二項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
平成維新の会	白石 卓三	木村 武義	白河市中町一四	参議院議員	平成二十二年

雑 報

一 政党

政治団体の名称	自由民主党福島県東白川郡第一支部 たちあがれ日本福島県参議院選挙区第一支部	政治団体でなくなった理由	解散	政治団体でなくなった年月日	平成二十二年五月一九日 平成二十二年七月一三日
同	同	同	同	同	同

二 その他の政治団体

政治団体の名称	しばはら隆夫後援会 新世紀烈士會福島県支部 もりや和雄励ます会	政治団体でなくなった理由	解散	政治団体でなくなった年月日	平成二十二年五月九日 平成二十二年七月一日 平成二十二年六月三〇日
同	同	同	同	同	同

福島県選挙管理委員会告示第五十七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
平成二十二年八月十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

届出者の氏名	白石卓三	公職の種類	参議院議員	資金管理団体の名称	平成維新の会	主たる事務所の所在地	白河市中町一四	代表者の氏名	白石卓三	届出年月日	平成二十二年六月一日
--------	------	-------	-------	-----------	--------	------------	---------	--------	------	-------	------------

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のとおり登載する。
平成二十二年八月十三日

福島県知事 佐藤雄平

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成二十一年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

平成二十二年八月十三日

福島県市町村職員共済組合

理事長 立谷秀清

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資	経 理 区 分	短 期	長 期	預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
産	流動資産	1,837,648	1,056	417,253	560,581	620,593	857,303	2,727,254	434,371
	固定資産			24,232,158	909	88	2,302,175	11,514,880	21,220,455
	繰延資産								
	資 産 合 計	1,837,648	1,056	24,649,411	561,490	620,681	3,159,478	14,242,134	21,654,826
負 債	流動負債	57,018	1,056		992	2,865	69,048	13,598,753	
	固定負債	1,044,232		24,649,411	236,197	35,473	746,113	19,200	20,902,436
	負債合計	1,101,250	1,056	24,649,411	237,189	38,338	815,161	13,617,953	20,902,436
資 本	資本剰余金						1,015,038		
	積立金								
	利益剰余金	736,398			324,301	582,343	1,329,279	624,181	752,390
	資本合計	736,398	0	0	324,301	582,343	2,344,317	624,181	752,390
	負債・資本合計	1,837,648	1,056	24,649,411	561,490	620,681	3,159,478	14,242,134	21,654,826

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
収 入	負担金	5,994,523	20,848,673		223,186	233,681			
	掛金	6,285,956	10,936,084			228,237			
	施設収入・商品売上						657,974		
	利息及び配当金	3,945		589,399	1,691	1,498	4,923	222,679	124
	その他の収入	636,555			86,947	45,033	42,199	3,724	611,232
	他経理からの繰入金				40,039		113,105		
	前年度繰越支払準備金	1,044,424							
	計	13,965,403	31,784,757	589,399	351,863	508,449	818,201	226,403	611,356
支 出	給付	6,556,841							
	役員員給与				155,395	26,164	240,003	13,995	21,269
	旅費・事務費				23,638	2,009	6,792	3,541	1,585
	商品仕入						430		
	飲食材料費						142,549		
	委託費				3,916	9,045	80,762	152	
	支払利息			589,399				97,602	521,323
	連合会払込金	195,415							39,698
	負担金払込金		20,848,673						
	掛金払込金		10,936,084						
	事務費負担金払込金				96,203				
	連合会拠出金	541,102							
	老人保健拠出金	134							
	退職者給付拠出金	501,046							
他経理への繰入金	40,039					113,105			
その他の支出	5,053,528				61,388	340,509	415,918	28,942	21,444
次年度繰越支払準備金	1,044,232								
計	13,932,337	31,784,757	589,399	340,540	490,832	886,454	144,232	605,319	
差引当期利益金又は当期損失金 (△)	33,066	0	0	0	11,323	17,617	△68,253	82,171	6,037